

センター長	水産実験所 所長	水産実験所 次長	事務長	チーム	担当者

附帯施設水産実験所利用申請書

令和 年 月 日

水産実験所長 殿

申込者 所属：

氏名：

下記のとおり利用を申し込みます。なお、利用に際してはフィールドサイエンスセンター宿泊所規程、水産実験所利用規定および水産実験所使用上の注意事項に従うことを確約します。

利用目的	
利用日時	令和 年 月 日 時から 令和 年 月 日 時まで
利用人員	名（教職員 名； 学生 名； 他 名）
指導教員 所属・氏名	所属（研究分野等）： 氏名：
利用施設	① 実験室 1 ② 実験室 2 ③ 実験室 3 ④ 学生実験室 ⑤ 飼育室 ⑥ 資料室兼会議室 ⑦その他（ ）
	1. さんすい（定員は操縦者を含めて8名です。） 乗船者 名
宿泊所	利用日時 令和 年 月 日 時から 令和 年 月 日 時まで（泊 日）
	利用人員 宿泊 名 （教員男： 名、教員女： 名、学生男： 名、学生女： 名）
備考	

○利用申請書提出にあたっての注意事項

- 申込者は利用開始予定日の1週間前までに、直接実験所に上記の項目について電話またはメール（申込書添付可）で連絡を取り、利用の可否について確認すること（メールの場合は実験所からの返事が必ずあります。返事がない場合には再確認してください）。
- 申込者は実験所の確認が取れ次第、直ちに申込書を附属教育研究施設事務室水産実験所担当へ提出すること（メールもしくはFAX）。
- 申込書と共に利用計画書及び利用者名簿を必ず添付すること。
- 連絡先
 - 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター 附帯施設水産実験所
〒517-0015 三重県鳥羽市小浜町 641-9
TEL：0599-37-7310、E-mail：frlmstaff@bio.mie-u.ac.jp（実験所職員 ML）
 - 三重大学生物資源学研究科チーム内 附属教育研究施設事務室 水産実験所担当
〒514-8507 三重県津市栗真町屋町 1577
TEL：059-231-9626、FAX：059-231-9634、E-mail：f-kanri@bio.mie-u.ac.jp
- 公共交通機関利用の場合は鳥羽駅からバス又はタクシーを利用下さい。
- 申請者だけの舟艇の利用はできません。水産実験所の職員が操縦して運航します。また、利用料は徴収しませんが、利用した燃料分の実費は後日請求します。

【2ページ目に続きます】

利 用 計 画 書

日 時	利 用 計 画 の 内 容

利 用 設 備・備 品 の 名 称 お よ び 数 量

利 用 者 名 簿

学年	学籍番号	氏 名	性別	学年	学籍番号	氏 名	性別

*行が足りない場合は追加してください。

連絡事項：

【3ページ目に続きます】

【必ず読んで下さい】

○三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター宿泊所規程から抜粋

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター宿泊所(以下「宿泊所」という。)の管理運営及び利用についての必要な事項を定める。

(目的)

第2条 宿泊所は、三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター(以下「フィールドセンター」という。)における本学の正課の授業及び教育・研究並びに一般研修等を行うための必要な宿泊等に利用することを目的とする。

(宿泊所)

第3条 フィールドセンターに次の宿泊所を置く。

- 一 フィールドセンター附帯施設農場宿泊所
- 二 フィールドセンター附帯施設演習林宿泊所
- 三 フィールドセンター附帯施設水産実験所宿泊所

(管理責任者)

第4条 宿泊所の管理責任者は、フィールドセンター長とする。

(利用者の範囲)

第5条 宿泊所を利用できる者は、次のとおりとする。

- 一 本学の職員
- 二 本学の学生(科目等履修生、特別聴講学生、研究生等を含む。)
- 三 他教育機関の教員、学生、生徒及び児童
- 四 その他フィールドセンター長が必要と認めた者

○三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附帯施設水産実験所利用規程から抜粋

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター規程第3条第3号に規定する同附帯施設水産実験所(以下「水産実験所」という。)の利用に関し必要な事項を定める。

(利用の定義)

第2条 この規程において、水産実験所の「利用」とは、水産実験所を利用して、教育、調査研究及び一般研修等を行うことをいう。

(利用者の範囲)

第3条 水産実験所を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本学の職員
- 二 本学の学生(科目等履修生、特別聴講学生、研究生等を含む。)
- 三 他教育機関の教員、学生、生徒及び児童等
- 四 一般見学者
- 五 その他水産実験所長が適当と認めた者

(利用の制限)

第4条 次の各号に掲げる休業日には、原則として水産実験所を利用することができない。ただし、フィールドセンター長及び水産実験所長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - 三 年末年始(12月29日から翌年1月3日までの日、前号に該当する休日を除く。)
- 2 前項の規定にかかわらず、フィールドセンター長及び水産実験所長が必要と認めたときは、臨時に休業日とすることがある。
- 3 前条第3号から第5号までに掲げる者は、同条第1号及び第2号に掲げる者が水産実験所を利用する場合又は水産実験所の試験研究等の業務に支障のある場合には、水産実験所を利用することができない。

□ 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター宿泊所規程、附帯施設水産実験所利用規程の内容を確認しました。

※規程の内容を確認の上、チェック欄にチェックを入れてください。